

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和6年5月10日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2300245 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2400001 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 9 年 12 月 16 日から平成 10 年 4 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 9 年 12 月から平成 10 年 3 月までの標準報酬月額については、28 万円を 36 万円に訂正する。

平成 9 年 12 月から平成 10 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 9 年 12 月から平成 10 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 9 年 12 月 16 日から平成 10 年 4 月 1 日まで  
② 平成 15 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで  
③ 平成 16 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで  
④ 平成 17 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

A 社に勤務していた期間のうち、請求期間①から④までの標準報酬月額と、給与明細書に記載されている支給額及び厚生年金保険料控除額が相違しているため、調査の上、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者が提出した同期間に係る給与明細書によると、請求者は、同期間において、オンライン記録の標準報酬月額 28 万円を上回る額の給与の支給を受け、当該給与額に見合う標準報酬月額 36 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A 社の事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、B 社（平成 23 年 9 月に A 社を合併）の事業主は、請求期間①について、請求者の請求どおりの報酬月額に係る厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、A社の事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、厚生年金特例法に基づき記録の訂正が行われるのは、上記低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を上回る場合である。

請求期間②について、請求者が提出した同期間に係る給与明細書によると、請求者は、同期間において、オンライン記録の標準報酬月額 36 万円を上回る標準報酬月額 38 万円に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できるものの、請求者の同期間における本来の報酬月額（平成 14 年 5 月から同年 7 月までに支給された給与の平均額）に見合う標準報酬月額は 36 万円であり、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による記録訂正の対象とならない。

- 3 請求期間③について、請求者が提出した同期間に係る給与明細書によると、請求者は、同期間において、オンライン記録の標準報酬月額 38 万円を上回る標準報酬月額 41 万円に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できるものの、請求者の同期間における本来の報酬月額（平成 15 年 4 月から同年 6 月までに支給された給与の平均額）に見合う標準報酬月額は 38 万円であり、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による記録訂正の対象とならない。

- 4 請求期間④について、請求者が提出した同期間に係る給与明細書によると、請求者は、同期間において、オンライン記録の標準報酬月額 41 万円を上回る標準報酬月額（平成 17 年 4 月及び同年 5 月は 44 万円。同年 6 月は 50 万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できるものの、請求者の同期間における本来の報酬月額（平成 16 年 4 月から同年 6 月までに支給された給与の平均額）に見合う標準報酬月額は 41 万円であり、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による記録訂正の対象とならない。

- 5 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間②、③及び④に係る厚生年金保険被保険者記録について訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2300296 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2400002 号

## 第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 30 年 12 月 12 日から令和 3 年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 30 年 12 月から令和 2 年 8 月までの標準報酬月額については、15 万円を 28 万円、令和 2 年 9 月から令和 3 年 9 月までの標準報酬月額については、15 万円を 26 万円に訂正する。

平成 30 年 12 月から令和 3 年 9 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 30 年 12 月から令和 3 年 9 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における令和 3 年 10 月 1 日から令和 5 年 5 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和 3 年 10 月から令和 5 年 4 月までの標準報酬月額については、15 万円を 26 万円に訂正する。

令和 3 年 10 月から令和 5 年 4 月までの訂正後の標準報酬月額については、令和 5 年 11 月 27 日（本件訂正請求に係る受付日。以下「本件訂正請求日」という。）以降に厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求者の A 社における令和 4 年 12 月 28 日の標準賞与額を 10 万円に訂正する。

## 第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 58 年生  
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 30 年 12 月 12 日から令和 5 年 5 月 1 日まで  
② 令和 4 年 12 月

A 社に勤務していた期間について、平成 30 年 12 月 12 日から令和 5 年 5 月 1 日までの標準報酬月額と、給料明細書に記載されている支給額及び厚生年金保険料控除額が相違している。また、令和 4 年 12 月の賞与の記録がないので、調査の上、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

- 1 請求期間①のうち、平成 30 年 12 月 12 日から令和 3 年 10 月 1 日までの期間（以下「請求期間甲」という。）については、本件訂正請求日において、厚生年金保険料を徴収する権利が時

効により消滅している期間であることから、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を認定することとなる。ところ、請求者が提出した請求期間甲に係る給料明細書及び賃金台帳により確認できる報酬月額並びに厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額 15 万円を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、前述の給料明細書等により、平成 30 年 12 月から令和 2 年 8 月までの標準報酬月額については 28 万円、令和 2 年 9 月から令和 3 年 9 月までの標準報酬月額については 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間甲に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間甲に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られないが、請求期間甲について、給料明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と年金事務所記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を年金事務所に届け出しておらず、その結果、年金事務所は、請求者の請求期間甲に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について事業主に対し納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①のうち、令和 3 年 10 月 1 日から令和 5 年 5 月 1 日までの期間（以下「請求期間乙」という。）については、本件訂正請求日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法に基づき標準報酬月額を認定することとなる。ところ、請求者が提出した請求期間乙に係る給料明細書及び賃金台帳により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額 15 万円を上回っていることが確認できる。

したがって、前述の給料明細書等により、令和 3 年 10 月から令和 5 年 4 月までの標準報酬月額については 26 万円とすることが必要である。

- 3 請求期間②については、本件訂正請求日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法に基づき標準賞与額を認定することとなる。ところ、請求者が提出した同期間に係る賞与明細書及び賃金台帳により、請求者は、同期間において、事業主から 10 万円の賞与が支給されたことが確認できる。

また、請求期間②の賞与支給日については、A 社からの賞与の振込先とする株式会社 B 銀行が提出した流動性預金異動明細表において確認できる振込日から、令和 4 年 12 月 28 日とすることが妥当である。

したがって、前述の賞与明細書等により、令和 4 年 12 月 28 日の標準賞与額については 10 万円とすることが必要である。